

宮内官僚

森林太郎

第十二回

なぜ最期に「馬鹿らしい！」と叫んだのか

野口 武則

『空車』が暗示するものとは

大正五（一九一六）年四月十三日、鷗外は三十五年間務めた陸軍省を退官し、在野の文士となった。その十日後の四月二十三日、『空車』と題する難解で抽象的な随筆を書き上げた。東京日日新聞、大阪毎日新聞に掲載されるのは、二カ月以上経た七月六、七両日である。

それから約一年半後、鷗外は宮内省に再出仕することになるが、『空車』は歴代天皇に関する歴史事業に取り組ん

だ動機だけでなく、遺言の謎を探る手掛かりになると筆者は考えるので、取り上げることとする。

「わたくしの意中の車は大いなる荷車である。其構造は極めて原始的で、大八車と云ふものに似てゐる。只大きさがこれに数倍してゐる。大八車は人が挽くのに此車は馬が挽く。

（中略）

わたくしは此車が空車として行くに逢ふ毎に、目迎へてこれを送ることを禁じ得ない。車は既に大きい。そし

作家の松本清張は『両像・森鷗外』（文藝春秋社、一九四四年）で、「これは臭い」と考え、推理を始める。和漢洋の用語に通じた鷗外のことである。どこかに典拠があるに違いない、と。

一九五三年に清張が芥川賞を受賞した作品は、鷗外の小倉滞在時の日記を題材にした『或る「小倉日記」伝』だ。鷗外に関する著作が複数あり、深い思い入れを持っていた。清張はまず、五十三万の熟語を収録し「漢字文化の一代宝庫」と称される『大漢和辞典』（諸橋轍次編、大修館書店）をめぐる。「空車」の項に適切な用例がなかった一方、「虚車」の項に「虚車は、空車に同じ」と出ているのを見つけた。その用例の一つに以下のものがあつた。

「輪轆飾りて入るも、徒に飾りを庸ゆるにあらず、況んや虚車においてをや、文辞は芸なり、道徳は実なり」

清張は「車の輪や轆に装飾を施しているが、これはむやみと飾るものではない。まして虚車はなおさらである。文辞は芸術である、道徳は内容である」と現代語訳した。「空車」とは、無用に飾り立てられた「虚車」のことだという。ここまでではいいのだが、その先の清張の推理は飛躍してしまう。暗示しているものとは、作家の武者小路実篤を先頭とする日本近代文学の一派・白樺派だと推論した。「虚車」と直接表現しては、白樺派への揶揄が見破られてしまうため、持って回った言い方になっているのだという。

だが、陸軍省退官を機に文人として自由に執筆できるようになった文豪・鷗外が、他の一派に配慮する必要があつたとは考えにくい。隠語を使ってまで隠そうとした主題とは、何だったのか。

官僚がけん引した近代国家の「虚」

先ほどの引用部分で傍線を引いたのは、鷗外の作品や書簡に記された表現である。

まず車を挽く「馬」である。「空車」が書かれた際に東京日日新聞に連載中だった『洪江抽斎』は、抽斎の述志の詩を引用することから始まる。鷗外はこの漢詩について「老驥櫪に伏すれども、志千里に在りという意が此中に蔵せられてゐる」と解説した。「老驥」つまり老いた馬でも志を失っていないと、抽斎を自らと重ね合わせている。大正六年十二月に宮内省に再出仕した際も、親友の賀古鶴戸宛書簡で自らを馬に例え、「老いぬれど馬に鞭うち千里をも走らんとおもふ年立ちにけり」との歌を送っている。

「空車」の馬は、「車に繋がれたのを忘れたやうに」ゆくりと着実に前進する。鷗外の小説家デビュー作『舞姫』（明治二十三年）で、主人公の若い官吏・太田豊太郎は留学先のドイツで一時は自由な精神を得たと思いきや、結局、国家に仕える官僚としての運命から逃れられないことを悟る。豊太郎は自らを「足を縛して放たれし鳥」に例え、「足

の糸は解くに由なし」と嘆く。この糸は「天方伯」^{あまがたはく}の手中にある。山県有朋がモデルとされる大臣である。

「左顧右盼」は、鷗外がドイツ留学から帰国直後、明治二十一（一八八八）年十月十四日の賀古宛書簡に見える。ドイツで交際した女性が来日したものの、最終的に別れを決意した際に記した言葉だ。恋人と共に自由に生きるか、それとも国家に仕えるか。右往左往してためらって来たが、悩むことを捨てて官僚として仕える覚悟を決めた心境が綴られた書簡とされる。

つまり、「空軍」を挽く「馬」は鷗外ら官僚、「馬の口を取つてゐる」「背の直い大男」は山県ら政治家だと読み取れる。実際、山県は当時の日本人としては身長が高かった（伊藤之雄『山県有朋』文藝春秋社、二〇〇九年）。国家の手綱を取る指導者は、「左顧右盼」せず前進するのみである。とすると、官僚がけん引し、政治家が手綱を握り、人々がことごとく避ける「大きい車」とは、近代国家ということになる。その中心に位置するのは天皇である。

「空軍」が暗示するのは天皇制というタブーではないかと指摘したのは、池内健二氏だ（池内『森鷗外と近代日本』ミネルヴァ書房、二〇〇一年）。カントやデカルトを研究した天理図書館司書で、鷗外研究の専門家ではないが、鋭い指摘だ。

鷗外が隠した主題とは「天皇制、天皇的日本の雅の伝統

あるいは雅と礼の文明の歴史」で、「もともとから空虚であつたわけではないが、今、近代においては、天皇制も礼の文化も形式だけの空虚なものでしかない」という問題意識だという。天皇を中心とする近代国家を「空虚」だと直接的に表現しては、当時の日本社会では不敬となる。隠さなければならぬ動機は十分ある。

伊藤博文や山県らが制度設計した近代日本国家は、実動部隊である若き官僚たちにけん引された。国造りを担う自負を持ち、精力にあふれ、脇目も振らず前進し続けた様を、「骨格が逞しく、栄養が好い」と表現したのでろう。

ようやく官僚としての人生を終えた時、馬車馬のようにけん引してきた日本という国家は、まだ「普請中」で内実は「空虚」であつた。実務を担つた鷗外には、それがよく見えていた。大正四年秋に大正天皇の即位礼と大嘗祭に出席し、近代国家として初めて執り行われた代替わりの儀式を目の当たりにしている。いくら古式ゆかしい儀式で飾り付けたとしても、内実との乖離を知れば知るほど、空回りで虚しく見えてくる。解放感や空の境地というよりも、寂寥や悲哀を感じていたことだろう。

「新たな形式を求め」

陸軍退官から約一年半後の大正六（一九一七）年十二月三日、鷗外は随筆『礼儀小言』を書き上げた。同月二十五

日に図書頭兼帝室博物館総長に就任し、翌大正七年一月一日から十日にかけて東京日日新聞に掲載された（大阪毎日新聞は同五日から十四日）。

『礼儀小言』は「人生の所有形式には、その初め生じた時に、意義がある。礼をして莊重ならしむるものは其意義である」と記す。かつて儀礼が生まれた時、人々はその意義を理解していた。そして、儀礼が厳かで重々しいのは、儀礼に意義があつたからである。しかし、時代を経ると形ばかりとなり、その意義は忘れ去れてしまう。さらに時を経て、形骸化しているからといって形式を壊してしまえば、形式だけでなく、残っていた本来の意義まで壊すことになる——というのが趣旨だ。

「今はあらゆる古き形式の特に破棄せられむとする時代である。（中略）人は何故に昔形式に寓してあつた意義を保存せむことを謀らぬのであらうか」

鷗外は葬礼を例に挙げながら、日本の伝統文化における形式が失われることで、その意義までもが失われている現状を憂える。では、危機的状况にどう対処したらよいのか。「畢竟此問題の解決は新なる形式を求め得て、意義の根本を確保するにある。我邦人をして真に礼あらしむるにある」

鷗外研究者の山崎一穎氏は「まさに『礼儀小言』は帝室博物館総長兼図書頭就任の挨拶としての意味が込められて

いる」（山崎「一 鷗外の元号、諡号に関する見解」『森鷗外論攷完』翰林書房、二〇二二年）と位置づける。個人の礼の模範となるような国家の礼について、古の形式を創られた伝統」として近代によりみがえらせるに際し、「新たな形式」として整え直すという意気込みで宮内官僚として再出仕したのだ。そこに「不調べ」があつてはならない。『空車』を記した際に感じたのは、自らの心だけでなく、長年仕えてきた国家の空虚さだった。それを埋めるように、猛烈な勢いで歴史事業に取り組むことになる。

創作から実践へ

礼と形式を巡る鷗外の考え方は、小説『興津弥五右衛門の遺書』（大正元年）に表れている。明治天皇の大喪当日に起きた陸軍大将・乃木希典の殉死に触発され、執筆された。

江戸時代前期、肥後・細川藩士の興津弥五右衛門が、主君の十三回忌に殉死する際にしたためた遺書の体裁をとる。かつて主君の命で、茶事に使う珍しい香木を探した際のことである。「香木は無用の旣物に有之、過分の大金を擲候事は不可然」と廉価な末木を購入しよう主張した相手に対し、興津は「茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大礼、先祖の祭祀も総て虚礼なるべし」と、高価な末木を買うべきだと訴えた。口論の末、興津は相方を斬り殺

してしまふ。元木を持ち帰って切腹を申し出るが、主君は「総て功利的の念を以て物を視候はば、世の中に尊き物は無くなるべし」といたわり、とがめなかつた。その恩義が淡々と綴られる。

香木や茶儀を題材に取りながら、功名や利得に執着することなく形式や型に専念する武士の姿を描いた。以後、鷗外の創作は歴史小説に移るが、武家社会に生きる人々の姿を通じて、為すべき事に専念する人間の生き方を描くことが、全体を通じたテーマとなる。中でも『洪江抽斎』をはじめとする江戸時代後期の考証学者を題材とした史伝は、鷗外が理想とする世界だった。

たとえ役に立たない虚礼と言われようとも、国家の大礼を整える宮内官僚としての公務は、鷗外が歴史小説や史伝で描いた武士の姿に通じる。小説として創作にとどまっていた鷗外の思想が、宮内官僚として歴史事業に取り組むことで実践を伴うものとなった。

「神は有るものにして置きたい」

図書寮編修官の吉田増蔵は、役所の食堂で鷗外と食事を楽しみながら雑談したことを回想している。『元号考』に取り組んでいた最晩年のことだ。

「ある時天とか神とかいう問題に触れたので、私は儒学の天という字には、自然界の天と宗教的の天と哲学的の

天との三種の意義あることを説明した。この問題について哲学的の天、即ち道德的の天を主張して宗教的の天即ち神靈的の天に反対する人があつたので、先生（＝鷗外）は、徐ろに僕は矢張り神は有るものにして置きたいと言われた」（吉田「鷗外先生を追憶して」『文学』一九三六年六月、宗像和重編『鷗外追想』岩波書店、二〇二二年所収）

鷗外の考える「哲学的の天」と「宗教的の天」とは、どちらか一方を排したり、取ったりするのではなく、「不離不即の間に在る」との考えだったのではないかと吉田は推し量る。

史料に基づく事実を踏まえながら、「神は有るものにして置きたい」という姿勢で、歴史事業に臨んでいたのだ。神の存在を信じているわけではないが、神が有る「かのやうに」振る舞うという態度であろう。国家と個人の間で矛盾や葛藤はなく、自分がなすべき「為事」に黙々と取り組むだけである。鷗外は「仕事」を表記する際、「為事」の字を使っていた。「事を為す」という自らの姿勢を表したのだから。

かのやうにの哲学

小説『かのやうに』（明治四十五年）は、信仰に基づく神話と科学的事実に基づく歴史を巡る問題を描いた。室町

時代前期における南朝と北朝のどちらの天皇が正統であるか、が論争となった「南北朝正閏問題」を受けて執筆された。国史の研究を志す洋行帰りの主人公の五条秀磨にこう語らせる。

「祖先の霊があるかのやうに背後を顧みて、祖先崇拜をして、義務があるかのやうに、徳義の道を踏んで、前途に光明を見て進んでいく」

神話は事実に基づく歴史ではないと否定すると、「危険思想だと云はれ」「人生の重大な物の一角が崩れ始めて」しまう社会の下、神話が事実である「かのやうに」振る舞う生き方を迫られる。当時の日本では妥協するしかなかった一方、五条は留学先のドイツのプロテスタント神学者を称賛する。

「教義や寺院の歴史をしつかり調べたものが出来てゐると、教育のあるものは、志さへあれば、専門家の綺麗に洗ひ上げた、滓のこびり付いてゐない教養をも覗いて見ることが出来る。それを覗いて見ると、信仰はしないまでも、宗教の必要性は認めるやうになる。そこで穏健な思想家が出来る」(『鷗外近代小説集 第六卷』岩波書店、二〇一二年)

自らはその宗教を信仰していなくても、信仰の必要性を認め、根拠となる歴史について正面から調べることはできるはずだ、と。

執筆時の鷗外は、陸軍の高級官僚だった。神話に基づく「万世一系の天皇」がフィクションだと分かっている、近代国家を成り立たせるために天皇を中心とした制度を必要とする立場にいる。個人の思想の自由を確保しつつ、国家の秩序を保つにはどう考えればいいのか、という問いへの試案が『かのやうに』だったのだろう。

晩年に宮内官僚として「かのやうにの哲学」を実践したのが、『帝諡考』や『元号考』だった。

明かされた『元号考』の編集手法

鷗外が「最大著述」と位置づけ、死の間際まで取り組んだ『元号考』は、「大化」(六四五〜五〇年)以来続く日本における元号の典拠を整理したものである。漢字二文字(飛鳥時代の一時期は四文字)の典拠とされた漢籍と引用文、提案者、選考過程などが定型的に記されるだけで、実務で活用する資料として価値はあっても、一般向けの読み物ではない。これまで内容を分析した研究は皆無だった。ところが、中国哲学研究者の水上雅晴氏が論文「森鷗外『元号考』の編纂について——『元秘別録』との関係を中心に——」(『斯文』斯文会、二〇二三年所収)で編集手法を明らかにし、内容に疑問を突き付けた。

鷗外がいわゆる「種本」としたのが、『元秘別録』だという。鎌倉時代の学者・高辻長成が記した元号の先例集

『元秘抄』の付録として作成された書物で、長成の死後も増補が繰り返された。高辻家は公家の菅原家の嫡流で、元号考案を長年にわたり担った家だ。

ただし、『元秘別録』は「養老」(七一七～二四年)を起点に記述が始まり、記録がほぼ途切れることなく残されているのは「延喜」(九〇一～三三年)以降である。『元秘別録』に記述がない部分は補わなければならない。

『元号考』では十世紀以前の元号についても、典拠とされる漢籍と引用文が示される。ただし、こちらは考案者や選考過程に関する記述が一切ない。元号には典拠があるものだという前提が一般に流布しているが、水上氏の研究によると、実際に日本の元号が漢籍に典拠を持つことが常態化するのには、十世紀に入ってからだという。それ以前は史料が少ないこともあるが、縁起のいい出来事に伴う祥瑞改元により、「白雉」「慶雲」など典拠がなくても好字と分かる元号が多かった(水上「年号勘文と漢籍引文」、高田宗平編『日本漢籍受容史』八木書店、二〇二二年所収)。つまり、元号の漢字二文字は、典拠の漢文とセットになっていないというのだ。

では、『元号考』は十世紀以前の元号の典拠について、何を根拠に記述したのか。水上氏が調査で明らかにしたのは、『佩文韻府』という中国・清の時代に編集された熟語集にある用例が、『元号考』の多くの記述と重なることだっ

た。「佩文」とは、編集を命じた康熙帝の書齋名である。

『佩文韻府』は鷗外の蔵書が整理された「鷗外文庫目録和漢書之部目録」(東京大学付属図書館)にも含まれ、「鷗外もその熱心な利用者のひとりであった」(小島憲之)「ことばの重み」鷗外の謎を解く漢語』新潮社、一九八四年)。つまり、元号の漢字二文字の典拠となりそうな漢籍と引用文を、複数並べただけというのだ。水上氏は「年号の「背景」となり得る文章を示す以上の意味はない」「引文は、制定された年号の文字との間に実質的なつながりはなく、『元号考』の中に提示する意味はほとんどないと考えられる」と結論づけた。

『帝諡考』の編集手法は

大正十年三月に刊行された『帝諡考』は歴代天皇のおくり名の典拠を定型的に整理したもので、『元号考』と同じような形式となっている。鷗外は『帝諡考』も同様の手法で編集したのではないか。筆者は試しに『佩文韻府』をめぐってみた。

鷗外所蔵本は一四八巻と膨大だが、国立国会図書館のホームページで検索すると、明治期に出版されたものや貴重本がインターネットで閲覧できた。漢字二字あるいは三字の熟語が、末字の韻ごとに配列されている。漢詩を作る際、例えば四句から成る絶句なら、起句、承句、結句の下

の字は同じ響きの字で韻を踏まなければならぬ。検索するには現代日本ではなじみが薄い平仄の知識が必要だが、コツさえつかめれば作詩をする上で便利に使えそうだ。

画像が最も鮮明な鳳文館蔵版（明治十八年）で、試しに「武」の字を調べる。「神武」「聖武」「文武」の熟語が記されている。天皇の諡号だ。

「神武」の項には、①易（易經）②漢書叙伝③班固寶車騎北征頌④唐書⑤杜甫投哥舒翰詩⑥南史陶弘景傳——の六つの出典に、それぞれ「神武」の熟語が含まれた例文が記される。このうち①④が、『帝諡考』にはほゞ同じ例文で記される。⑤の杜甫は詩聖と呼ばれた唐の詩人、⑥の陶弘景は中国・南朝の道士だった。漢詩は儒教経典や王朝の歴史書に比べ格が下がり、神仙思想を基にする道教は厭世的だ。初代天皇を権威付ける典拠にはふさわしくないだろう。

「聖武」の項は、書（書經）など四つの出典と例文が記され、その全てが『帝諡考』に記される。

「文武」の項も、書など八つの出典と例文が記され、このうち六つが『帝諡考』と重なる。『帝諡考』に記されなかった二つの出典は、文武天皇より後世の漢詩だった。

『佩文韻府』に記された三人の天皇に関する例文は、天皇諡号として適切でないものを除くと、全て『帝諡考』に採用されていた。『帝諡考』では、当然のことながら『逸周書』の「諡法解」など諡号のルールを著した漢籍や、「武」の字が諡号に使われた中国皇帝の歴史書が引用されるが、それを除く多くの出典と引文は『佩文韻府』に拠っているようだ。

さらに、『佩文韻府』で「明」の字を調べると、「欽明」「齊明」の熟語が記される。「欽明」には例文が二つあり、「書

武 文甫切止文爲一又
迹也又州名亦姓

韻藻 神武

易古之聰明睿智——而不殺者夫漢書敘傳皇矣漢祖暴寃之緒實天生德聰明——又班固寶車騎北征頌光元——弘昭德

無有也杜甫投哥舒翰詩君王自——駕馭必英雄又——聖武 聖惟我商王布昭——後漢書黃瓊傳光武以——天挺繼統興業獨雄交

南史陶弘景傳朕朝服桂——門上表辭祿諒許之 聖武 聖惟我商王布昭——後漢書黃瓊傳光武以——天挺繼統興業獨雄交

田延年爲河東太守行縣至平陽悉召故吏五六十人令有文者東有武者西翁懸獨伏不肯起對曰翁歸——兼備唯所施設唐書王珪傳珪

『佩文韻府』（鳳文館、明治十八年）の「武」の項目。神武、聖武、文武の熟語が含まれる例文が記載されている。国立国会図書館のホームページより

の「欽明文思安安」が『帝諡考』に採用されている。もう一つの例文は、後世の歴史書だった。「斉明」に記された三つの例文は、全て『帝諡考』に記載がある。

一方、「用明」「舒明」「元明」の天皇諡号は『佩文韻府』の熟語にはない。このうち『帝諡考』に記載された典拠の引用文は「舒明」が二つ、「元明」は五つと、他の天皇のものより少ない。『佩文韻府』に記載がない天皇諡号は、『帝諡考』に記載される典拠が少ない傾向がある。

中でも顕著なのが「安寧」だ。『帝諡考』に二十二もの多数の典拠が示され、このうち十個が『佩文韻府』と一致した。実在が疑わしい古代の第三代天皇の諡号に多数の典拠を示すことが出来たのは、『佩文韻府』に拠つたためだと考えられるが、そもそも典拠と言えるかどうか疑問も残る。

全ての天皇諡号について詳細な調査が今後必要となるが、史料がない、もしくは元号に典拠がなかった時代を『佩文韻府』に拠つて補う『元号考』の手法が、先だつて編集された『帝諡考』でも用いられた可能性がある。

典拠がある「かのように」

初代の神武天皇から第四十四代の元正天皇（在位七一五～七二四年）までの漢風諡号は、第四十二代の文武天皇を除き、淡海三船（わかのみかみ）によって七六二～七六四年に一括して撰進

されたと考えられている（野村朋弘『諡 天皇の呼び名』）。三船は、壬申の乱で敗れた大友皇子（明治時代に天皇として数えられるようになり、弘文天皇の諡号が贈られた）のひ孫で、大学頭（だいがくのかみ）や文書博士（もんじょうはかせ）を務めた奈良時代後期の学者だ。

ただ、どのような基準で諡号にその漢字を選んだのか、詳しいことは史料に残されていない。編集されて間もない『日本書紀』を読むなど各天皇の業績を調べた上で、中国から輸入された「諡法解」などの漢籍に基づき、それぞれにふさわしい漢字を当てはめたと推測できるだけだ。

漢風諡号は第五十代の桓武天皇（同七八一～八〇六年）を境として一般的に贈られなくなり、その後は退位後の御所の地名などで呼ぶ追号が主流となった。つまり、江戸時代後期を除き漢風諡号が一般的に用いられたのは、奈良時代後期から平安時代初期の約四十年間に過ぎない。

『帝諡考』では、古代から飛鳥時代まで二十九人の天皇の国風諡号について「号諡を弁別すべき徴証なし」と、見極めるための確かな根拠がないと記す。「国風諡の明に徴すべき者」は第四十一代の持統天皇（同六九〇～六九七年）以下七人のみというのだ。『日本書紀』や『古事記』などに記述がなければ、それ以上調べる手立てはない。こちらも漢風諡号と同様、贈られたことが明確に分かるのは短期間だ。

神話や伝承に基づく古代の天皇が後世の創作だとすれば、国風諡号に根拠がないのも当然である。神武創業以来の万世一系という物語を、仰々しく厳かに飾り付けたとしても、内実は虚な「空軍」である。

一方、「神武」「天武」「桓武」などの漢風諡号には、各天皇の項目に多数の漢籍を典拠として示す。淡海三船が何を根拠に選んだのか史料から分からないのであれば、厳密にはこちらにも「号諡を弁別すべき徴証なし」と断った上で、典拠でないかと類推される例文として断った上で、典拠ではないかと類推される例文として記さなければならぬはずだ。

だが、宮内官僚としての鷗外には、天皇神話の虚構を暴露し、否定するという発想は働かない。より強固に、そして正確に補強するのが官吏の職務である。

幸いなことに、「諡法解」などの他に、『佩文韻府』を活用すれば、典拠となりそうな漢籍を複数並べることができ。漢風諡号に典拠がある「かのやうに」整理することで、古代の天皇も実在した「かのやうに」著述することができ、万世一系で天皇が続いて来たという物語を補強することが可能となる。

それは鷗外が敬愛する渋江抽斎が実践した、考証家の「道」とも合致していた。鷗外が信じるにたり得る国家へと鍛え上げる修養でもあり、虚だったこれまでの官僚人生

に意味を与える積極的な意図もあったかもしれない。

『帝諡考』も『元号考』も史料に基づき考証した作品で、鷗外が歴史小説や史伝を執筆した際に用いた「歴史其儘」の手法を採っている。しかし、依拠した史料は歴史上の事実と言えるのか。実態は天皇の歴史の空白を埋める創作ともいえる作業で、「歴史離れ」にもなっていた。

『帝諡考』の構成は、古代の天皇について、国風諡号の根拠が確認できないとして実在に疑問を突き付けかねない一方、漢風諡号の根拠は漢籍を用いて補強する巧妙なものとなっている。国風諡号に重きを置くか、漢風諡号に重きを置くか、で作品の評価は真逆になる。国風諡号の記述に注目した山崎一穎氏は、鷗外が大正九年四月二十八日の賀古宛書簡で「諡の^{こと}が済んで（印刷はまだ許されず）」と記したことについて、「宮内省から発行する我が国最初の『帝諡考』に「号諡を弁別すべき徴証なし」の記述があったいいのか。（中略）政府上層部でなんらかの意見交換が行われていたのではないかと考えている」と推測する（『森鷗外論攷完』）。

確かなことは、鷗外が天皇の神話を盲信していたわけではないことだ。『帝諡考』はよく出来た」と、鷗外は満足げに話していたという（森潤三郎『鷗外 森林太郎』）。



鷗外の遺言書が記された石碑＝三鷹市の禅林寺

遺言の謎

大正十一（一九二二）年七月九日に病没した鷗外は、その三日前に遺言を口述し、大学時代からの親友で陸軍医だった賀古鶴戸が書き取った。「余は石見人森林太郎として死せんと欲す」として、「宮内省陸軍の栄典は絶対に取りやめを請ふ」という内容だ。死に臨んで「奈何なる官憲威力と、雖此に反抗する事を得ずと信ず」という、激しい文言も記されている。元々は「官憲威力」と書かれより直接的な表現だったが、「官憲威力」に修正された跡が残る。最後は「これ唯一の友人に云ひ残すものにして何人の容喙（横からくちばしを挟むこと）をも許さず」という固い決意で締めくくられた。

生前のしがらみを捨てて一個人として死に赴きたいというのは誰しもが抱く自然な感情だとしても、一貫して官僚として生きながら、最後になぜ栄典を拒否し、「官憲威力」という国家権力の介入を拒むと言い残したのか。官僚のみならず、文豪・森鷗外の名声すら捨て去るといふのだ。この遺言をどう読み解くかは、「鷗外論の最も大きな、そして最後の課題」（『鷗外追想』岩波書店、二〇二二年、宗像和重の解説）とされる。

従来の解釈は新旧二説に大別される。戦中から戦後は、官僚として鬱屈した不平、反抗、怨念などの現れと見る説

が唱えられた。例えば「死を以てする官権への抗議であり、また他方においては官権からの被害妄想のやうな感もないではない」（唐木順三「鷗外」筑摩書房、一九四三年。『唐木順三全集第二巻』一九六七年、筑摩書房所収）といふやうなものである。

これに対し、昭和三十年代以降は、一人の人間として安らかに死にたいという意思の表れとする説が多く見られる。「森林太郎として死せんと欲す」／その気持ちをもそのままそつと尊重したい」（平川祐弘『和魂洋才の系譜』河出書房新社、一九七一年）、「晩年の或る種の思索・修行の結果としての悟達を示すもの」「安心立命の境地」（小堀桂一郎『森鷗外——日本はまだ普請中だ——』ミネルヴァ書房、二〇一三年）という解釈だ。いずれにしても、官職を離れた一個人として死ぬことを強調している点は変わりない。

病床にあつた看護婦・伊藤久子は以下のように書き記す。

「それは、意識が不明になつて、御危篤に陥る一寸前の夜のことでした。枕元に侍してゐた私は、突然、博士の大きな声に驚かされました。

『馬鹿らしい！馬鹿らしい！』

そのお声は全く突然で、そして大きく高く、それが臨終の床にあるお方の声とは思はれないほど力のこもつ

た、そして明晰なはつきりとしたお声でした。

『どうかさいましたか。』

私は静かにお枕元にいざり寄つて、お顔色を覗きました。が、それきりお答はなく、うとくと眠を嗜むで居られる御様子でした。（伊藤「感激に満ちた二週日 文豪森鷗外先生の臨終に侍するの記」『家庭雑誌』第八巻第十一号、博文館、一九二二年）

これも謎めいている。何に対して臨終の床で憤つていたのか。死に臨んで横やりが入ることを拒んだ「官憲威力」とは何を指すのが、手掛かりになるはずだ。

「お上へ対し無礼にならないやうに」

賀古は「通夜筆記」（『明星』第二巻第三号、一九二二年八月。宗像和重編『鷗外追想』岩波書店、二〇二二年所収）で、鷗外が語つた遺言を以下のように記している。

「自分は一個の石見の人、森林太郎で死にたい。死んだ以上すべての事はお上へ対し無礼にならないやうにしてくれ。墓標は不折君に書いて貰つてくれ。単に「森林太郎墓」として、それに一字も加えてくれるな」と私に遺言し、その夜から漸次昏睡状態に入り、九日の朝七時に絶息いたされました」

おおむね遺言を要約した内容だ。ただ、「お上へ対し無礼にならないやうにしてくれ」という部分だけが、遺言の

憤りと異なるどころか、正反対の趣旨となつてゐる。「お上」は天皇、もしくは主君のことだ。

死後しばらく遺言の全文は秘されたが、機微に触れる部分を賀古が婉曲に言い直した上で、公に向けて発表したコメントだと考えられる。だとしても、なぜ「お上へ対し無礼にならないよう」とわざわざつけ加えなければならかつたのか。そもそも、それは鷗外の言葉だつたのか。

平成八（一九九六）年、遺言を巡る新資料が島根県津和野町の森鷗外記念館に入った。賀古が鷗外の死の前後に、親類の加藤拓川へ送つた書簡である。拓川は鷗外と賀古の共通の友人でもあつた。死の翌月の大正十一年八月二日付書簡に以下の記述がある。

「森の遺言は乍遺憾充分にがんばる事能はざりしが、其筋へ不敬に渡らぬ程度に切り上げ申候」

十分に頑張ることが出来ず、はなはだ残念であるが、その筋に対して敬意を欠くことがない程度に切り上げた、という意味である。賀古は何を「がんばる事」ができなかつたのか。「其筋」とは何を指すのか。

山崎一穎氏は「遺言の内容に賀古の意志が介入している可能性が濃厚」だとして、「鷗外の口述は、現行の遺言以外の言辞のあつた可能性さえ窺わせる」と推論する（山崎『森鷗外論攷』おうふう、二〇〇六年。初出は『跡見学園女子大学国文学科報 第二十五号』一九九七年）。そして、

元号と諡号に対し鷗外が不満を示した二通の賀古宛書簡（大正九年四月二十八日と、推定、大正十年六月八日）実際は十月八日）を根拠に、「其筋へ不敬」という文言は、「宮内省」以外にはない」と結論づける。つまり、元号と諡号が「不調べ」「不体裁」であるにもかかわらず、歴史分野の専門機関の設置や専門家の育成に動こうとしない宮内省への憤りが鷗外から発せられ、それを賀古が抑えようとした。そのせめぎ合いの中で遺言が作られたという説だ。憤りの文言は、遺言に書き記されたものより激しかった可能性もある。

これに対し、宮城教育大名誉教授の渡辺善雄氏は別の解釈を示した（「鷗外の遺言と栄典制度——新史料・加藤拓川宛賀古鶴所書簡の意味するもの——」『鷗外』六十三号、森鷗外記念館、一九九八年）。賀古は鷗外の遺言通りに栄典辞退を関係方面に働きかけたが、天皇の名において賜る栄典を固辞するのは「不敬」にあたる。そこで、辞退の働きかけを、「不敬に渡らぬ程度に切り上げた」と拓川に伝えたという説だ。「遺言は鷗外の勤務先であるとともに栄典を扱う宮内省に提示して、栄典と「外形的取扱ひ」を辞退するための書式であつた」と位置づける。

「栄典は取りやめを請ふ」の真意

「がんばる事」が出来なかつたこととは、山崎説では、

鷗外の憤りを遺言に記す際に婉曲な表現に修正できなかつたことを指す。渡辺説では、鷗外の遺言を尊重して栄典を辞退することで、見解が分かれる。

ただ、死の前日の七月八日、摂政宮（後の昭和天皇）からお見舞品が贈られ、特旨を以て位階が従二位へと一つ上っている、意識が薄れる中だったとしても、生前に遺言がないがしろにされていたことから、鷗外自身も栄典辞退の実行には強いこだわりを持っていなかったのではないか。むしろ、「官権威力」に対する憤りを書き残したことに意味があったとみられ、山崎説に分があるように思う。

一方、山崎、渡辺両説とも「其筋」が宮内省であることは一致する。「栄典は絶対に取りやめを請ふ」という表現は、天皇に対して不敬だと誤解される恐れがあるため、賀古が「通夜筆記」で「お上へ対し無礼にならないようにしてくれ」と鷗外が言い残したと強調した、という渡辺氏の指摘には説得力がある。つまり、「お上へ対し無礼にならないようにしてくれ」は、鷗外自身の言葉でなく、鷗外の立場を慮った賀古の創作である。いずれにしても、八月二日付で拓川に宛てた賀古書簡は、官僚としての鬱屈した感情を示したとの旧来の説を補強する材料となる。

賀古が「お上」「其筋」に「無礼」「不敬」に当たらないよう配慮する一方、鷗外の遺言では「官憲威力（官権威力）」に対しては激しい憤りが記される。「官憲威力」を拒否す

るが、「お上」は別物のようだ。

遺言では栄典を辞退すると繰り返し、最後に「何人の容喙をも許さず」と念を押す。山崎氏は、遺言の底流に「劇しさ」「不満の意」「咆哮する獅子の荒ぶる心」があると見る。宮内省に対する憤りは、「天皇制国家の制度としての政が、典故の確かさに成立していないことの公憤である」（『森鷗外論攷』）という。そうであるならば、典故の確かさを宮内官僚として整備しようとした鷗外に対し、横やりを入れたのは誰か。

「官憲威力」とは誰を指すのか

鷗外は官僚と作家という「二生」を生きた。文豪として名声を得ながらも、生涯、官僚として国家に尽くした。軍医として巨大な官僚組織である陸軍で出世を遂げ、最後に仕えたのは、近代国家の中心である天皇に関する事務を司る宮内省だった。そこで歴史分野の専門職官僚を率いた。皇室の危機に直面し、天皇の歴史的根柢を確かなものにするようとする取り組みの一環として、『帝諡考』『天皇皇族実録』や六国史の定本化があった。行政官として図書寮の組織拡充を一時は成し遂げたものの、更に大きな国家権力、つまり「官憲威力」に翻弄され、挫折した。庇護者だった山県有朋の死、山県と対立する牧野伸顕の宮内大臣就任と官制改革によるリストラ、そして政治力を駆使して自らの



野口 武則 (のぐち・たけのり) 氏

1976年生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。代替わり取材班キャップ、政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記 近代日本、改元の深層』(角川新書)。共著に『靖国戦後秘史』(角川ソフィア文庫)、『令和 改元の舞台裏』(毎日新聞出版)。

野心のために事を遂げようとする伊東巳代治による介入である。連載第八〜十一回で触れた通りだ。

賀古に遺言を口述する場面で、「官権威」もしくは「官憲威力」と語った時、念頭にあったのは、その具現化としての牧野や伊東だったに違いない。賀古とのせめぎ合いの末に婉曲な表現に落ち着いたとすれば、名指ししていた可能性すらあり得る。

空で虚ろな『空車』のように映った国家の体裁を整え、形式と意義を一致させようと、鷗外は歴史事業に情熱を傾けた。その実現に横やりを入れた張本人から形ばかりの栄典を与えられることは、屈辱でしかない。宮内省は栄典を所管し、

トップは宮内大臣である。栄典を受けたとしても、形式と意義が一致しない「虚礼」である。

小説『ウイタ・セクスアリス』(明治四十二年)が発禁処分を受けた翌年に執筆された戯曲『ファステス』は、当局の言論統制を題材に取った。文士と役人を前に、「デモン」(悪霊、鬼神)に語らせたセリフも、臨終の床で鷗外の脳裏をよぎったかもしれない。

「やい。役人。国家は貴様にオオソリチイ(＝権威)を与へてゐる。威力を与へている。それはなんの爲めに与へてゐるのだと思ふんだ。(中略)威力は正義の行はれるために与へてあるのだぞ。ちと学問や芸術を尊敬しろ」(『鷗外近代小説集 第二巻』岩波書店、二〇一二年)

役人(官憲)による威力(権力)の行使のあり方を問うている。歴史事業という実践を伴う「学問」に従事した鷗外にとって、牧野や伊東の横やりには「正義」や「尊敬」が感じられなかったのだろう。

宮内公文書館に保管された百年前の公文書から浮かび上がる宮内官僚・森林太郎の公務を踏まえて遺言を読むと、官憲威力に対する反抗や栄典の取りやめは、自ら官でありながら、さらに上の官権威に対する憤りと言える。「馬鹿らしい!」との叫びも、同じ文脈と捉えることができよう。

奇しくも山県も死の三週間ほど前、病床で「何だ、馬鹿、殺して仕舞へ、馬鹿な、馬鹿な」と大声で叫び、目を覚ま

した。看病していた軍医に向かい、「今、原を殺せしとき
の夢を見た、原と云ふ男は実に偉い男であつた、あ、云ふ
人間をむざ／＼殺されては日本はたまつたものでない」と
述べたという（『岡義武、林茂校訂『大正デモクラシー期
の政治 松本剛吉政治日誌』岩波書店、一九五九年、大正
十一年一月十日条）。山県閥から首相となつた桂太郎、寺
内正毅が失脚、死去し、後継者不在の中、山県は政党政治
家の原敬を評価するようになっていた。その原も、山県よ
り先に逝つてしまった。

遺言口述の翌日、鷗外は『元号考』について、「ふたた
びこれにかかるようになれば・・・」と妹・喜美子の夫で
ある小金井良精よしかよに語つた。組織として取り組んだ『天皇皇
族実録』と六国史関連の事業に「官憲威力」の横やりが入つ
たことに憤りを感じながらも、個人として執筆を続けてい
た『元号考』だけは完成させたいという、絶望の中におけ
る一縷の望みだったのである。『元号考』が「最大著述」
であると自ら評したのは理由がある。

陸軍医、宮内官僚として終生国家に尽くした鷗外だつた
が、最後は官憲威力に裏切られた。一個人として死に赴こ
うとしたのは、国家への憤りが前提となる。達観した安ら
かな境地とは程遠い。

〈参考文献〉

吉野俊彦『虚無からの脱出―森鷗外』PHP研究所、一
九八〇年

植木孝次郎「森鷗外は天皇制をどう見たか―『空車』を
中心に―」「拙稿「森鷗外が天皇制をどう見たか」補正」武
者小路実篤とその世界』塙書房、二〇一六年所収

今回は「最終回 石見人として死せんと欲す」